

令和 2 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 2 0 日 招 集
流 山 市

目 次

- 1 令和２年度流山市一般会計予算
- 2 令和元年度流山市一般会計補正予算（第５号）
- 3 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 財産の取得について（新設中学校用地）
- 9 財産の取得について（中野久木散策の森用地）
- 10 令和２年度流山市介護保険特別会計予算
- 11 流山市看護師等修学資金貸付条例の制定について
- 12 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 令和２年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 16 令和元年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 17 令和２年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 18 令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
- 19 令和２年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 20 令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）
- 21 令和２年度流山市水道事業会計予算
- 22 令和２年度流山市下水道事業会計予算
- 23 令和元年度流山市下水道事業会計補正予算（第２号）
- 24 流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について

2 5 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

2 6 流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

2 7 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

1 専決処分の報告について

2 専決処分の報告について

3 専決処分の報告について

議案第 3 号

流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 まちづくりに係る効率的及び効果的な事務執行並びに組織力の向上を目的として、都市計画部及び都市整備部を統合し、まちづくり推進部を設置するためである。

流山市部設置条例の一部を改正する条例

流山市部設置条例（昭和４３年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第９号を次のように改める。

（９）まちづくり推進部

第１条第１項中第１０号を削り、第１１号を第１０号とする。

第２条第９号を次のように改める。

（９）まちづくり推進部

ア つくばエクスプレス沿線及びインターチェンジ周辺の開発整備に関すること。

イ 都市整備及び区画整理に関すること。

ウ 交通計画に関すること。

エ 公園及び緑地に関すること。

オ 都市計画に関すること。

カ 建築及び住宅に関すること。

第２条中第１０号を削り、第１１号を第１０号とする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（流山市議会委員会条例の一部改正）

２ 流山市議会委員会条例（昭和４２年流山市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア中「都市計画部」を「まちづくり推進部」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

議案第 4 号

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務が令和2年4月1日に廃止されることに伴い、個人番号を利用できる事務から削除するためである。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年流山市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２３の項を削り、同表２４の項機関の欄中「２４」を「２３」に改め、同表２５の項機関の欄中「２５」を「２４」に改め、同表２６の項機関の欄中「２６」を「２５」に改める。

別表第２の２３の項を削る。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第 5 号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 0 日 提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9
年法律第 2 9 号）による地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成14年流山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する詳細な事項について、規則で定めるよう委任規定を設けるためである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年流山市条例第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第 18 条の見出し中「規則」を「休暇に関する規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行に伴い、複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料及び省エネ性能に係る簡易な評価方法による認定に係る手数料を定めるほか所要の改正を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１１の１の項中

「

共同住宅、長屋又は複合建築物の審査（住戸の部分のみを認定の対象とするものに限る。）	審査の対象となる住戸の数が１戸のもの	１件につき５，０００円
	審査の対象となる住戸の数が１戸を超え、５戸以内のもの	１件につき１０，０００円
	審査の対象となる住戸の数が５戸を超え、１０戸以内のもの	１件につき１７，０００円
	審査の対象となる住戸の数が１０戸を超え、２５戸以内のもの	１件につき２９，０００円
	審査の対象となる住戸の数が２５戸を超え、５０戸以内のもの	１件につき４８，０００円
	審査の対象となる住戸の数が５０戸を超え、１００戸以内のもの	１件につき８７，０００円
	審査の対象となる住戸の数が１００戸を超え、２００戸以内のもの	１件につき１３８，０００円
	審査の対象となる住戸の数が２００戸を超え、３００戸以内のもの	１件につき１７４，０００円
	審査の対象となる住戸の数が３００戸を超えるもの	１件につき１８６，０００円

」

を

「

共同住宅等 （共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表及び別表第13において同じ。）又は複合建築物の審査（住戸の部分のみを認定の対象とするものに限る。）	審査の対象となる住戸の数が1戸のもの	1件につき5,000円
	審査の対象となる住戸の数が1戸を超え、5戸以内のもの	1件につき10,000円
	審査の対象となる住戸の数が5戸を超え、10戸以内のもの	1件につき17,000円
	審査の対象となる住戸の数が10戸を超え、25戸以内のもの	1件につき29,000円
	審査の対象となる住戸の数が25戸を超え、50戸以内のもの	1件につき48,000円
	審査の対象となる住戸の数が50戸を超え、100戸以内のもの	1件につき87,000円
	審査の対象となる住戸の数が100戸を超え、200戸以内のもの	1件につき138,000円
	審査の対象となる住戸の数が200戸を超え、300戸以内のもの	1件につき174,000円
	審査の対象となる住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき186,000円

」

に、「共同住宅又は長屋」を「共同住宅等」に、

「

共同住宅、長屋又は複合建築物の	審査の対象となる住戸の数が1戸のもの	1件につき37,000円
	審査の対象となる住戸の数	1件につき74,000円

審査（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。）	が 1 戸を超え、5 戸以内のもの	
	審査の対象となる住戸の数が 5 戸を超え、10 戸以内のもの	1 件につき 105,000 円
	審査の対象となる住戸の数が 10 戸を超え、25 戸以内のもの	1 件につき 147,000 円
	審査の対象となる住戸の数が 25 戸を超え、50 戸以内のもの	1 件につき 212,000 円
	審査の対象となる住戸の数が 50 戸を超え、100 戸以内のもの	1 件につき 304,000 円
	審査の対象となる住戸の数が 100 戸を超え、200 戸以内のもの	1 件につき 412,000 円
	審査の対象となる住戸の数が 200 戸を超え、300 戸以内のもの	1 件につき 541,000 円
	審査の対象となる住戸の数が 300 戸を超えるもの	1 件につき 635,000 円

」

を

「

共同住宅等又は複合建築物の審査（住戸の部分のみを認定の申請の対象とする	審査の対象となる住戸の数が 1 戸のもの	1 件につき 37,000 円
	審査の対象となる住戸の数が 1 戸を超え、5 戸以内のもの	1 件につき 74,000 円
	審査の対象となる住戸の数が 5 戸を超え、10 戸以内	1 件につき 105,000 円

ものに限る。)	のもの	
	審査の対象となる住戸の数が10戸を超え、25戸以内のもの	1件につき147,000円
	審査の対象となる住戸の数が25戸を超え、50戸以内のもの	1件につき212,000円
	審査の対象となる住戸の数が50戸を超え、100戸以内のもの	1件につき304,000円
	審査の対象となる住戸の数が100戸を超え、200戸以内のもの	1件につき412,000円
	審査の対象となる住戸の数が200戸を超え、300戸以内のもの	1件につき541,000円
	審査の対象となる住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき635,000円

」

に改め、同表の摘要1に次の1号を加える。

- (6) 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係るこの表の1の項による認定の申請について、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があった場合における手数料の額は、同項に定める額から共用部認定費相当額A又は共用部認定費相当額Bに相当する額を減じた額とする。

別表第13中

「

省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）によるもの	床面積が200平方メートル未満
	床面積が200平方メートル以上

」

を

「

省令第1条第1項第2号イ(2)(i)又は(3)及びロ(2)又は(3)によるもの	床面積が200平方メートル未満
	床面積が200平方メートル以上

」

に、

「

省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	住宅部分の床面積が300平方メートル未満
	住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満
	住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
	住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上

」

を

「

省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)又は(3)及びロ(2)又は(3)によるもの	住宅部分の床面積が300平方メートル未満
	住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満
	住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
	住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上

」

に、

「摘要5 複合建築物全体に係るこの表の3の項による手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分に

係る手数料の額と非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。

を

「摘要 5 複合建築物全体に係るこの表の 3 の項による手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分に係る手数料の額と非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。

摘要 6 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）におけるこの表の 1 の項による手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があった場合には、共用部分の面積を除いた面積を床面積とみなして手数料の額を算定したときの当該手数料の額に相当する額とする。

摘要 7 共同住宅等におけるこの表の 3 の項による手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があった場合には、共用部分の面積を除いた面積を床面積とみなして手数料の額を算定したときの当該手数料の額に相当する額とする。

摘要 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がある場合における申請建築物及び他の建築物のこの表の 1 の項による手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める額の合計額とする。

摘要 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がある場合における申請建築物及び他の建築物のこの表の 2 の項による手数料の額は、建築物（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。）ごとにそれぞれ表に定める額の合計額とする。」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市手数料条例の規定は、この条例の施

行の日以後の申請に係る審査について適用し、同日前の申請に係る審査については、なお従前の例による。

議案第 8 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 財 産 の 表 示

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 種 目 | 土地 |
| (2) 所 在 | 流山市大畔字北割568番1外8筆 |
| (3) 面 積 | 10,562.60平方メートル |

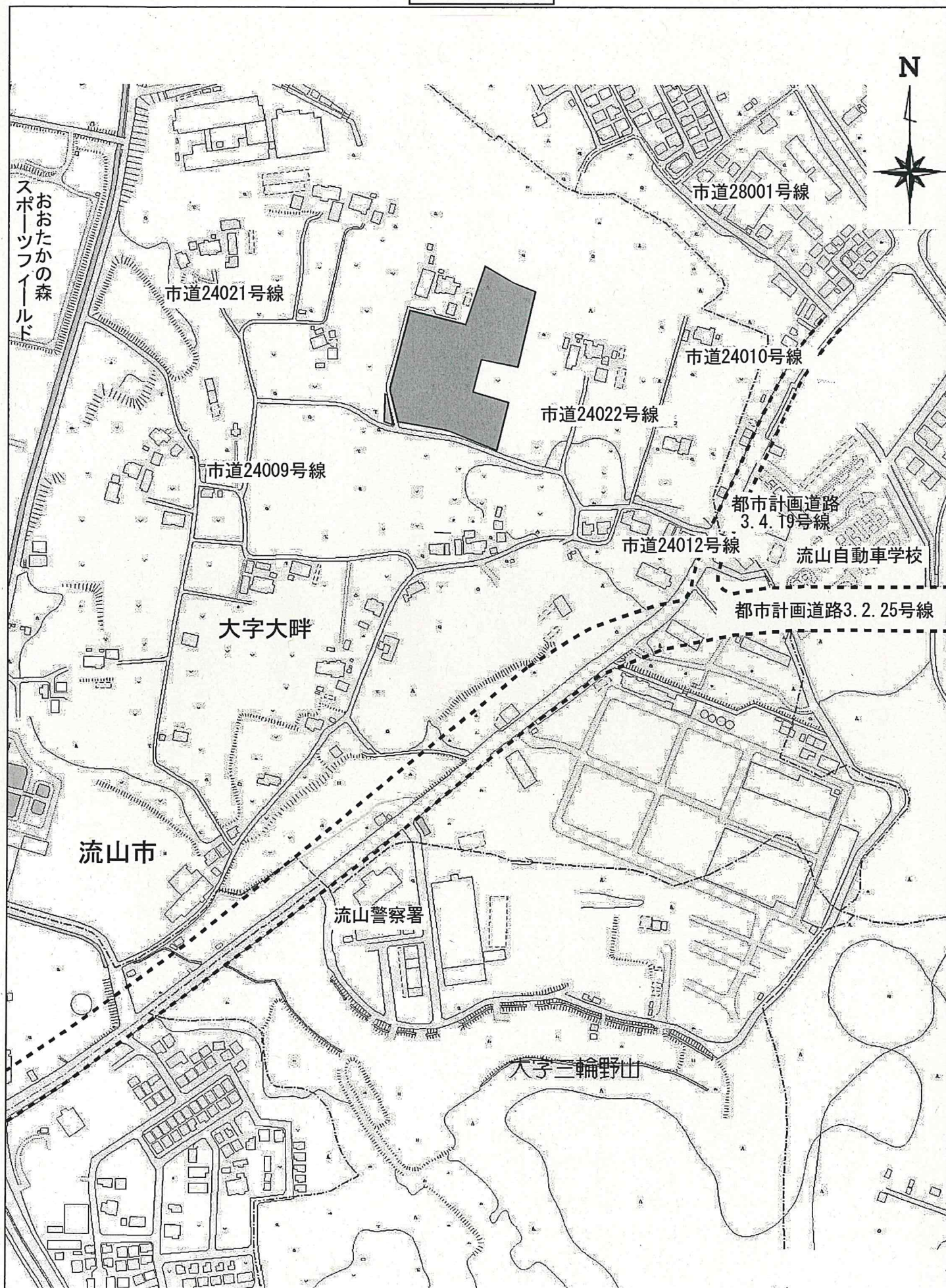
2 取 得 の 目 的 新設中学校用地の取得

3 取 得 金 額 305,342,960円

4 取得の相手方 流山市在住者

土地の所在	地番	登記地目	現況地目	買収地積 (㎡)
流山市大畔字北割	5 6 8 番 1	畑	畑	1, 516. 10
流山市大畔字北割	5 7 0 番 1	畑	畑	935. 65
流山市大畔字北割	5 7 1 番	畑	畑	552. 55
流山市大畔字北割	5 7 2 番 1	畑	畑	581. 02
流山市大畔字北割	5 8 0 番	畑	畑	821. 80
流山市大畔字北割	5 8 1 番	畑	畑	3, 602. 00
流山市大畔字北割	5 8 2 番	畑	畑	1, 152. 05
流山市大畔字北割	5 8 3 番 1	畑	畑	1, 325. 23
流山市大畔字北割	5 8 4 番 1	山林	雑種地	76. 20
合計				10, 562. 60

位置図



議案第 9 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 財産の表示

(1) 種 目 土地

(2) 所 在 流山市中野久木字谷頭562番10

(3) 面 積 6,882.77平方メートル

2 取得の目的 都市公園用地の取得

3 取得金額 378,552,350円

4 取得の相手方 流山市在住者 他2名

土地の所在	地番	登記地目	現況地目	買収地積 (㎡)
流山市中野久木字谷頭	5 6 2 番 1 0	山林	山林	6,882.77
合計				6,882.77

位置図



議案第 11 号

流山市看護師等修学資金貸付条例の制定について
流山市看護師等修学資金貸付条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市内の病院等施設において看護師等の業務に従事しようとする養成施設の在学者に対し、無利子で修学資金を貸し付け、一定の条件の下でその返済を免除することにより、これらの者の修学を容易にし、もって市内における看護師等の充足に資するためである。

流山市看護師等修学資金貸付条例

（目的）

第1条 この条例は、養成施設に在学する者であつて、将来市内の病院等施設において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、養成施設における修学を援助するための資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって市内における看護師等の充足に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）看護師等 看護師又は准看護師をいう。
- （2）看護師学校等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号の大学、同条第2号の学校又は同条第3号の看護師養成所をいう。
- （3）准看護師学校等 法第22条第1号の学校又は同条第2号の准看護師養成所をいう。
- （4）養成施設 看護師学校等又は准看護師学校等をいう。
- （5）指定養成施設 本市と本事業への協力に関する協定を締結した養成施設をいう。
- （6）病院等施設 病院その他の規則で定める看護師等がその業務に従事する施設をいう。
- （7）保健師助産師学校等 法第19条第1号の学校、同条第2号の保健師養成所、法第20条第1号の学校、同条第2号の助産師養成所又は看護に関する専門知識の修得を目的とする学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条の大学院をいう。

（貸付けの対象者）

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）養成施設に在学する者（指定養成施設以外の養成施設に在学する者にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
- （2）養成施設を卒業した後、遅滞なく市内の病院等施設において常勤として看護師等の業務に従事しようとする意志を有する者

- (3) 看護師等の養成を目的とする他の貸付け等を受けていない者（将来市内の病院等施設において看護師等として業務に従事しようとするために当該貸付け等を受けている者を除く。）

（貸付けの金額及び方法）

第4条 修学資金は、月額3万円を無利子で貸し付けるものとする。

- 2 修学資金は、次条第2項の規定による通知に定められた月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者の在学する養成施設の正規の修学期間が修了する月までの期間（以下「対象期間」という。）を対象として貸し付けるものとする。

- 3 対象期間は、同一人につき5年を超えることができない。ただし、第7条第1項の規定による返済を完了し、又は第8条の規定による免除を受けた修学資金の貸付けに係る対象期間は含まないものとする。

（貸付けの申込み及び決定）

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、規則の定めるところにより、市長に貸付けの申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の貸付けの申込みがあったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じ、面接その他適切と認める方法を用いて選考することができる。

（貸付契約の締結等）

第6条 前条第2項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者は、市と当該貸付けに関する契約（以下「貸付契約」という。）を締結しなければならない。

- 2 貸付契約の締結に当たっては、前条第2項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者は、規則の定めるところにより、2人の連帯保証人を立てなければならない。

（貸付金の返済）

第7条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付けを受けた修学資金（以下「貸付金」という。）を返済しなければならない。

- 2 前項の規定による返済は、次条の規定による免除を受けることができなくなった日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間

（第12条の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。以下「貸付期間」という。）に相当する期間内に、月賦均等払の方法により行わなければならない。ただし、借受人が期間を繰り上げて返済するときは、市長が別に定める方法により返済することができる。

（返済債務の免除）

第8条 市長は、借受人が養成施設を卒業した後（養成施設の卒業の日までに看護師等の免許を取得できなかったときは、養成施設を卒業した日から1年2月以内において看護師等の免許を取得した後）、遅滞なく、市内の病院等施設における看護師等（看護師学校等に在学する者に対する修学資金の貸付けを受けた者にあつては、准看護師を除く。）の業務（常勤として従事する場合に限る。以下「市内勤務看護師等の業務」という。）に継続して従事した場合において、その継続して従事した期間（休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除く。以下「在職期間」という。）が貸付期間（当該貸付期間が1年に満たない場合にあつては、1年とする。以下同じ。）に達したときは、前条第1項の規定による返済に係る債務（以下「返済債務」という。）を免除するものとする。

2 前項の場合において、借受人が次の各号のいずれかに該当しているときは、その申出により、市長が認める期間に限り、市内勤務看護師等の業務に継続して従事しているものとみなす。この場合において、在職期間を算定するときは、当該各号に該当している期間を在職期間に含めないものとする。

（1）看護師学校等において修学しているとき。

（2）保健師助産師学校等において修学しているとき。

（3）災害、傷病その他の市長がやむを得ないと認める事情により、一時的に市内勤務看護師等の業務に従事しないとき。

3 借受人が、保健師又は助産師の免許を取得した者である場合にあつては、第1項中「市内の病院等施設における看護師等」とあるのは、「市内の病院等施設における看護師等、保健師又は助産師」と読み替えて第1項の規定を適用する。

（申請による返済債務の減免）

第9条 市長は、借受人が、死亡又は心身の故障により看護師等の業務に従事する能力を欠くに至ったことを理由として申請したときは、返

済債務（履行期限が到来していない部分に限る。以下同じ。）を免除することができる。

- 2 市内勤務看護師等の業務に従事することができなくなったと認められ、第7条第2項の規定により返済が開始された以後に、借受人（1年を超えて市内勤務看護師等の業務に継続して従事した者に限る。）が申請をしたときは、市長は、当該借受人の在職期間を貸付期間で除して得た数を返済債務の額に乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に相当する額を返済債務の額から減額することができる。

（死亡による貸付契約の終了）

第10条 貸付契約は、借受人の死亡によって、その効力を失う。

- 2 市長は、前項の規定により貸付契約がその効力を失う際、現に貸付けを受ける期間が残存しているときは、当該期間に係る貸付けを行わないものとする。

（貸付契約の解除）

第11条 市長は、対象期間において、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは、貸付契約を解除するものとする。
この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- （1）第3条に規定する貸付けの対象となる者の要件を欠くに至ったとき（本市の住民基本台帳に記録されなくなったことにやむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）。
- （2）前号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると市長が認めるとき（死亡又は心身の故障による場合を除く。）。

（貸付けの停止）

第12条 市長は、対象期間において、借受人が休学をし、又は停学処分を受けたときは、当該休学又は停学処分（以下「休学等」という。）の生じた日の属する月の翌月分から当該休学等の消滅した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。

- 2 借受人が対象期間中に修学資金の貸付けの停止を希望するときは、市長にその旨を申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出の日の属

する月の翌月から修学資金の貸付けを停止するものとする。

（不正利得の返還等）

第 1 3 条 市長は、借受人が偽りその他不正な手段により、貸付契約を締結し、又は修学資金の貸付けを受けたと認められるときは、当該貸付契約を解除する。

2 市長は、前項の規定による解除を行う際、現に貸付けを受ける期間が残存しているときは、当該期間に係る貸付けを停止するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による解除をしたときは、貸し付けた修学資金に相当する額の返還を求めることができる。

（延滞金）

第 1 4 条 市長は、借受人が正当な理由なく、貸付金を返済すべき日までに返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の日までの期間の日数に応じ、返済すべき額につき年 1 4 . 6 パーセント（当該返済をすべき日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第 1 4 条に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセント及び 7 . 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあっては

当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

議案第 12 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 八木北小学校区第3学童クラブ、南流山小学校区第2あすな
ろ学童クラブ及びおおぐろの森小学校区学童クラブを新設する
とともに、既存施設の名称を改めるためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成２３年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中

「

八木北小学校区第２学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０
----------------	---------------

」

を

「

八木北小学校区第２学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０
八木北小学校区第３学童クラブ	流山市美田２０８番地

」

に、

「

南流山小学校区あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地
------------------	-----------

」

を

「

南流山小学校区第１あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地
南流山小学校区第２あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地

」

に、

「

おおたかの森小学校区学童クラブ	流山市おおたかの森西二丁目 １３番地の１
-----------------	-------------------------

」

を

「

おおたかの森小学校区学童クラブ	流山市おおたかの森西二丁目 1 3 番地の 1
おおぐろの森小学校区学童クラブ	流山市大畔 3 1 6 番地の 1

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 13 号

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に指定都市の長を加えるため及び放課後児童支援員とみなすことができる経過措置の適用期間を延長するためである。

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長」を加える。

附則第２項中「平成３２年３月３１日」を、「令和５年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第 14 号

流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 小学校を新設し、当該小学校の名称及び位置を定めるためである。

流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例

流山市立小学校設置条例（昭和 3 9 年流山市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

流山市立おおぐろの森小学校	流山市大畔 3 1 6 番地の 1
---------------	-------------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について
流山市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 これまで対象となっていなかった規模のコンテナ倉庫の建築等、コインパーキングの建設等を景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による行為の種類、場所、設計等を市長に届け出なければならない行為に加えるためである。

流山市景観条例の一部を改正する条例

流山市景観条例（平成１９年流山市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

別表第２のうち１ 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）の表建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄第３号中「前２号」を「前３号」に改め、同号を第４号とし、同号の前に次の１号を加える。

- （３）コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するものをいう。以下同じ。）

別表第２のうち１ 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）の表工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄中第８号を第９号とし、同号の前に次の１号を加える。

- （８）次に掲げる要件の全てを満たしているもの（以下「コインパーキング」という。）

ア 道路の路面外に設置される道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第８号に規定する車両の駐車のための施設であること。

イ 次に掲げるいずれかの附属の設備があること。

（ア）利用者の出入りを管理するためのゲート又はこれに類するものの

（イ）利用の対価を精算するための機械

（ウ）利用時間を計るための機械

別表第２のうち２ 景観計画重点区域（１）つくばエクスプレス沿線整備区域、流山本町区域及び利根運河区域（市街化区域に限る。）の表建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄第３号中「前２号」を「前３号」に改め、同号を第４号とし、同号の前に次の１号を加える。

- （３）コンテナ倉庫

別表第２のうち２ 景観計画重点区域（１）つくばエクスプレス沿線整備区域、流山本町区域及び利根運河区域（市街化区域に限る。）の表工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修

繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄中第 1 2 号を第 1 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1 2) コインパーキング

別表第 2 のうち 2 景観計画重点区域 (2) 新川耕地区域及び利根運河区域 (市街化調整区域に限る。) の表建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄を次のように改める。

次の各号のいずれにも該当しない建築物

(1) 延べ面積が、 1 0 平方メートルを超えるもの

(2) コンテナ倉庫

別表第 2 のうち 2 景観計画重点区域 (2) 新川耕地区域及び利根運河区域 (市街化調整区域に限る。) の表工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄中第 1 2 号を第 1 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1 2) コインパーキング

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の流山市景観条例 (以下「改正後の条例」という。) 別表第 2 の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に着工する行為について適用し、施行日前に着工する行為については、なお従前の例による。

(施行日前における事前協議及び届出)

3 前項の規定により、改正後の条例別表第 2 の規定が適用される行為に係る改正後の条例第 1 1 条第 1 号に規定する事前協議及び景観法 (平成 1 6 年法律第 1 1 0 号) 第 1 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する届出は、施行日前においても行うことができる。

議案第 25 号

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市営住宅の入居に際して連帯保証人の確保を不要とするほか、
不正入居者に対する明渡請求の際に徴収する金銭に付す利息の
利率を法定利率に改める等所要の改正を行うためである。

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年流山市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項各号列記以外の部分中「次条第２項」を「次項及び次条第２項」に改め、同条第２項中「前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」を「老人等」に改める。

第１２条第１項各号列記以外の部分中「次に掲げる手続」を「請書の提出及び第１９条第１項に規定する敷金の納付（以下この条において「入居の手続」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「同項各号に掲げる手続」を「入居の手続」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「第１項各号に掲げる手続」を「入居の手続」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「第１項各号に掲げる手続」を「入居の手続」に改め、同項を同条第４項とし、同条中第６項を第５項とする。

第１５条第１項中「次条第３項」を「次条第４項」に、「同条第４項」を「同条第５項」に改める。

第１８条第１項中「第１２条第５項」を「第１２条第４項」に改める。

第４２条第３項中「年５分の割合」を「法定利率」に改める。

第４５条中「第１２条第５項」を「第１２条第４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（現に連帯保証人である者の保証契約の解除手続）

- 2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者の連帯保証人は、市長に当該者の市営住宅の入居に係る保証契約の解除を申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出に係る保証契約を解除するものとする。

議案第 26 号

流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市道における自転車通行帯の構造の技術的基準の新設及び自
転車道を設置する道路の要件の変更をするためである。

流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
流山市道の構造の技術的基準を定める条例（平成２５年流山市条例第
１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第
７項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第５条第２項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え
る。

第７条の次に次の１条を加える。

（自転車通行帯）

第７条の２ 自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路
（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を
設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転
車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理
由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２ 自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び
歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（自転車道を設け
る道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通
を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、
車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の
状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限
りでない。

３ 自転車通行帯の幅員は、１．５メートル以上とするものとする。た
だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合におい
ては、１メートルまで縮小することができる。

４ 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して
定めるものとする。

第８条第１項中「又は第４種の道路」を「（第４級及び第５級を除
く。次項において同じ。）又は第４種（第３級及び第４級を除く。同項
において同じ。）の道路で設計速度が１時間につき６０キロメートル以
上であるもの」に改め、同条第２項中「道路（」を「道路で設計速度が
１時間につき６０キロメートル以上であるもの（」に改める。

第９条第１項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第１０条第１項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加

える。

第 29 条第 3 号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 37 条中「第 7 条第 1 項」の次に「、第 8 条第 1 項及び第 2 項」を加える。

第 38 条第 1 項中「第 7 条」の次に「、第 7 条の 2 第 3 項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の第 3 種又は第 4 種の市道については、この条例による改正後の流山市道の構造の技術的基準を定める条例第 7 条の 2 並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 27 号

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４３年流山市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２第８項」を「第２４３条の２の２第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 20 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 5 4 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 1 1 月 1 3 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市消防本部中央消防署の職員が流山市役所へ事務連絡のため、公用車（市が賃借している自動車）を運転し丁字路を右折した際、前方から来る対向車に気を取られ、左側に駐車中の原動機付自転車に衝突したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 1 0 月 4 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 9 番 1 2 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 1 1 月 1 3 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 1 2 2 , 6 9 4 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 5 4 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 1 1 月 1 4 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市消防本部中央消防署の職員が流山市役所へ事務連絡のため、公用車を運転し丁字路を右折した際、前方から来る対向車に気を取られ、左側に駐車中の原動機付自転車に衝突したことによる当該原動機付自転車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 1 0 月 4 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 9 番 1 2 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 松戸市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 1 1 月 1 4 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 6 6 , 8 0 0 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 14 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が流山市おおたかの森ホールのロータリーに駐車していた公用車（市が賃借している自動車）を方向転換のため後退させたところ、ロータリー内の植栽内の柱に車のバックドア左上部が接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 8 月 27 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市おおたかの森北一丁目 2 番地の 1
（流山市おおたかの森ホール敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 11 月 14 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 78,570 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 14 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 子ども家庭部保育課の職員が未就学児が日常的に集団で移動する経路の合同点検のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、南流山聖華保育園の敷地内に駐車しようとして後進したところ、柵に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 9 月 27 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山 2 丁目 29 番地の 4
（社会福祉法人流山中央福祉会南流山聖華保育園敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 11 月 14 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 99,770 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 9 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 子ども家庭部保育課の職員が未就学児が日常的に集団で移動する経路の合同点検のため公用車を運転し、南流山聖華保育園の敷地内に駐車しようとして後進したところ、柵に接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 9 月 27 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山 2 丁目 29 番地の 4
（社会福祉法人流山中央福祉会南流山聖華保育園敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市南流山 2 丁目 29 番地の 4
社会福祉法人流山中央福祉会 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 2 年 1 月 9 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 151,900 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 15 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立南流山中学校の職員が公務のため、公用車（市が賃借している自動車）で流山市役所を訪れた際、敷地内の駐車場において何者かに接触されたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 7 月 1 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
（流山市役所敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 11 月 15 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 | 16,200 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 18 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課の職員が、流鉄沿線活性化事業に関する業務中に公用車（市が賃借している自動車）を運転し、後進を行う際に車体左前方部分と、市道上の縁石を接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 8 月 29 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山 2 丁目 331 番 4 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 11 月 18 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 | 36,115 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 19 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が運転する公用車（市が賃借している自動車）が丁字路を右折しようとしたところ、進入先の道路から進行してきた一般車両と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 8 月 7 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市中 58 番 1 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区新町一丁目 17 番
三菱オートリース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 11 月 19 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 87,815 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 5 4 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 1 1 月 2 2 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部生涯学習課の職員が公務のため公用車を運転中に、駐車場の車両の間から車道に飛び出してきた児童の自転車と接触し、転倒した児童が左足膝を負傷した人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 9 月 1 1 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市鰯ヶ崎 8 番 9 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 1 1 月 2 2 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 4 6 , 4 3 0 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 5 4 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立東小学校の職員が公務のため公用車（市が賃借している自動車）で同校敷地内の所定の駐車位置に駐車しようとした際、敷地内の手すりに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 1 0 月 1 8 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市名都借 8 5 6 番地
（流山市立東小学校敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区登戸 2 丁目 2 番 7 号
株式会社トヨタレンタリース新千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 1 1 月 2 5 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 1 8 , 7 0 0 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 12 月 11 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が市役所に郵便物等の書類を提出するため公用車を運転中、交差点において赤信号で停車していた相手方車両に追突したことによる当該車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 8 月 2 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市加四丁目 18 番 1 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 12 月 11 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 367,761 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 12 月 23 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が市役所に郵便物等の書類を提出するため公用車を運転中、交差点において赤信号で停車していた相手方車両に追突したことによる人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 8 月 2 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市加四丁目 18 番 1 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 12 月 23 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 131,643 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 21 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部クリーンセンターの職員が森のまちエコセンターで市所有の重機による荷下ろしの作業の際、相手方車両の車体を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 5 月 21 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市こうのす台 1594 番地
(森のまちエコセンター剪定枝資源化棟内) |
| 4 | 相 手 方 | 柏市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 2 年 1 月 21 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 156,860 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 30 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 森のまちエコセンターの職員が公用車（市が賃借している自動車）で流山市役所を訪れた際、敷地内に駐車してあった自動車に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 9 月 11 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
（流山市役所敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 2 年 1 月 30 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 238,755 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 5 4 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 3 0 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市役所敷地内に駐車していた公用車（市が賃借している自動車）が森のまちエコセンターの職員が運転する自動車に接触されたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 9 月 1 1 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
（流山市役所敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 2 年 1 月 3 0 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 1 9 3 , 6 2 2 円 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 20 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市が管理する道路上で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 13 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 土木部道路管理課の職員が市が管理する道路で肩掛け式草刈り機による草刈り作業をしていたところ、道路上の石が飛散し、相手方が所有する車両に当たり、傷をつけたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 10 月 1 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市おおたかの森西三丁目 2 番 3 地先
（市道 112 号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市おおたかの森西三丁目 2 番地の 3
株式会社 G・Y カンパニー |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 11 月 13 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 170,500 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年１２月２０日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路の交差点内に陥没があり、相手方が運転する第二種原動機付自転車を転倒させ損害を与えたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年７月２９日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市前ヶ崎３６３番３地先
（市道１０６号線） |
| 4 | 相 手 方 | 我孫子市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年１２月２０日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額１７９，０９６円のうち、
８９，５４８円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ８９，５４８円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年１２月２７日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上にアスファルトの剥離があり、相手方が運転する原動機付自転車を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年１１月６日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市前ヶ崎３７０番地先
（市道８３００１号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年１２月２７日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の車両損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １２，８１５円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 25 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上のアスファルト舗装の端部が崩れており、相手方が運転する軽自動車を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 12 月 14 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市市野谷 425 番 43 地先
（市道 40026 号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 2 年 1 月 25 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 8,360 円 |

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 20 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 江戸川台保育所の樹木の倒木による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 5 4 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 1 2 月 9 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 事 件 名 | 江戸川台保育所の樹木が台風による強風により倒れ、隣接する相手方の土地に設置してあるネットフェンスを破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 9 月 9 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市江戸川台東 3 丁目 6 番地の 8 |
| 4 | 相 手 方 | 大阪府大阪市中心区瓦町二丁目 4 番 7 号
ファースト信託株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 1 2 月 9 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 2 7 6 , 1 0 0 円 |